

令和4年2月24日
千葉県信用保証協会

新型コロナウイルス感染症に関する経営安定関連保証4号の 指定期間延長について

このたび、新型コロナウイルス感染症に関する経営安定関連保証（SN4号）の指定期間を延長する予定である旨、中小企業庁ホームページで公表されましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 指定期間の変更

（変更前）令和2年2月18日から令和4年3月1日まで

（変更後）令和2年2月18日から 令和4年6月1日まで

2. 新型コロナウイルス感染症に関する4号認定を必要とする主な保証制度

- ・経営安定関連保証
- ・伴走支援型特別保証制度
- ・千葉県制度「セーフティネット資金（市町村認定枠）」
- ・千葉県制度「新型コロナウイルス感染症対応伴走支援資金」
- ・市町村制度（新型コロナウイルス感染症に関する4号認定で利用できる制度）

3. 認定書について

認定書の有効期間内に金融機関又は保証協会に保証申込を行うことが必要とされています。事前内定の本申込についても、認定書の有効期間内に金融機関又は保証協会に保証申込を行うことが必要となりますので、ご注意願います。

4. ホームページ掲載場所について

- ・中小企業庁ホームページ

https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/2022/220218_4gou.html

以上

お問い合わせ先
企画部 経営企画課
担当：山本・内山
TEL043-221-8185